

I 総括

1 沿革

昭和 19 年 10 月	佐倉町鐺木町公会堂で印旛郡下を所轄区域として業務を開始
昭和 20 年 4 月	佐倉町宮小路藤代医院に移転
昭和 21 年 3 月	佐倉町宮小路憲兵隊庁舎跡に移転
昭和 26 年 9 月	佐倉町宮小路 28 番地に木造 2 階建てモルタル庁舎を建設
昭和 43 年 8 月	佐倉町鐺木町県立佐倉東高等学校仮庁舎に移転
昭和 44 年 7 月	同上庁舎竣工、車庫、倉庫、垣根等を整備
昭和 44 年 8 月	佐倉市宮小路 28 番地の新庁舎に移転
昭和 53 年 4 月	成田支所を設置。成田市赤坂一丁目 1 番地に仮庁舎を開設し、業務を開始（所管区域、成田市及び富里町）
昭和 54 年 4 月	成田市加良部三丁目 3-1 に成田支所の新庁舎を竣工、移転。 （鉄筋コンクリート、延べ面積 738 m ² ）
平成 11 年 1 月	佐倉市鐺木仲田町 8-1 に印旛合同庁舎を竣工 （鉄骨鉄筋コンクリート、延べ面積 8,583 m ² ）
平成 11 年 3 月	印旛合同庁舎内に移転
平成 16 年 4 月	出先機関の再編により、印旛支庁社会福祉課と統合し、名称を印旛健康福祉センター（印旛保健所）とする。
平成 18 年 3 月	成田市と下総町、大栄町が合併し、管内面積は 82.57 k m ² 、世帯数 6,141 世帯、人口 20,357 人増となる。
平成 22 年 3 月	印西市と印旛村、本埜村が合併

表 1 歴代所長

代	氏 名	在 任 期 間	代	氏 名	在 任 期 間
初代	村 田 四 郎	昭和 19. 1. 14～20. 1. 30	17 代	信 藤 羊 一	昭和 59. 4. 1～60. 3. 31
2 代	川 辺 敏	昭和 20. 1. 31～21. 6. 18	18 代	日 下 部 茂 樹	昭和 60. 4. 1～63. 3. 31
3 代	村 田 四 郎	昭和 21. 6. 19～21. 9. 29	19 代	藤 本 辰 一	昭和 63. 4. 1～平成 3. 3. 31
4 代	川 野 三 郎	昭和 21. 9. 30～23. 12. 30	20 代	安 藤 由 記 男	平成 3. 4. 1～6. 3. 31
5 代	北 原 圭 三	昭和 23. 12. 31～24. 3. 19	21 代	西 村 明	平成 6. 4. 1～8. 3. 31
6 代	日 野 下 勝 次	昭和 24. 3. 20～27. 2. 18	22 代	堀 部 治 男	平成 8. 4. 1～10. 3. 31
7 代	橋 本 程 次	昭和 27. 2. 19～29. 4. 22	23 代	内 田 佐 太 臣	平成 10. 4. 1～12. 3. 31
8 代	鷲 谷 健 次	昭和 29. 4. 23～34. 3. 31	24 代	溝 口 勝	平成 12. 4. 1～15. 3. 31
9 代	長 井 和 行	昭和 34. 4. 1～39. 3. 31	25 代	中 川 晃 一 郎	平成 15. 4. 1～19. 3. 31
10 代	本 田 保 三	昭和 39. 4. 1～43. 3. 31	26 代	井 上 孝 夫	平成 19. 4. 1～23. 3. 31
11 代	丸 山 正 雄	昭和 43. 4. 1～45. 6. 30	27 代	中 村 恒 穂	平成 23. 4. 1～26. 3. 31
12 代	相 沢 多 満	昭和 45. 7. 1～48. 3. 31	28 代	久 保 秀 一	平成 26. 4. 1～28. 3. 31
13 代	稲 田 正 實	昭和 48. 4. 1～50. 5. 15	29 代	杉 戸 一 寿	平成 28. 4. 1～30. 3. 31
14 代	田 部 正 孝	昭和 50. 5. 16～52. 3. 31	30 代	佐 久 間 文 明	平成 30. 4. 1～令和 3. 3. 31
15 代	村 上 泰 邦	昭和 52. 4. 1～55. 3. 31	31 代	野 田 秀 平	令和 3. 4. 1～
16 代	丸 山 正 雄	昭和 55. 4. 1～59. 3. 31			

2 概 要

当所の管内は、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町及び栄町の7市2町からなり、総面積は691.66平方キロメートルである。

地理的には、利根川・印旛沼流域の低湿地帯から平坦な北総台地に展開する広大な地域で、県内有数の農業地帯であるが、都心から50キロメートル圏に位置するとともに、成田国際空港に隣接していることから、千葉ニュータウン事業や内陸工業団地等の大規模な開発事業が進められた。

また、国立歴史民俗博物館、大学等の教育機関や大学病院などが設置されているほか、国家戦略特区における医学部が新設されるなど、文化・福祉面での充実も図られ、大きく発展、変貌している地域である。

3 管内の状況

(1) 管内の人口及び世帯等の概況

表3－(1) 管内人口及び世帯等の概況

区 分	世 帯 数	人 口	人 口 密 度	面 積
	(世 帯)	(人)	(人／km ²)	(km ²)
管 内	297,830	718,751	1,039.17	691.66
成 田 市	59,985	132,998	621.95	213.84
佐 倉 市	70,244	168,858	1628.49	103.69
四 街 道 市	38,301	93,632	2712.40	34.52
八 街 市	27,683	67,480	900.45	74.94
印 西 市	38,200	102,651	829.23	123.79
白 井 市	24,071	62,470	1760.71	35.48
富 里 市	21,713	49,762	923.57	53.88
酒々井町	9,388	20,760	1092.06	19.01
栄 町	8,245	20,140	619.50	32.51
県 総 数	2,766,999	6,287,034	1219.05	5,157.31

出典：(人口) 令和2年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積) 国土地理院 令和3年全国都道府県市区町村別面積調

[illegible]

管内の年齢構成の推移は、表３－（２）－アのとおりで、令和２年４月１日現在の年齢３区分によると、０歳～１４歳の幼年人口の割合は１２.５％、１５～６４歳の生産年齢人口は５９.８％、６５歳以上の老年人口は２７.７％である。

表3-(2)-ア 年齢構成の推移

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳～14歳	%	15歳～64歳	%	65歳～	%		%
管内	15	668,862	97,795	14.6	480,652	71.9	90,415	13.5	—	—
	20	709,681	96,359	13.6	489,995	69.0	123,327	17.4	—	—
	25	722,137	95,649	13.2	469,504	65.0	156,984	21.7	—	—
	29	726,140	93,655	12.9	444,417	61.2	188,068	25.9	—	—
	30	728,235	93,238	12.8	441,269	60.6	193,728	26.6	—	—
	R1	729,031	92,220	12.6	92,220	60.1	198,510	27.2	—	—
	R2	730,294	91,216	12.5	436,437	59.8	202,641	27.7	—	—

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不	詳
			0 歳～14 歳	%	15 歳 ～64 歳	%	65 歳～	%		%
成 田 市	15	99,423	14,860	14.9	71,658	72.1	12,905	13.0	—	—
	20	126,859	18,038	14.2	88,477	69.7	20,344	16.0	—	—
	25	130,469	18,738	14.4	87,410	67.0	24,321	18.6	—	—
	29	132,409	18,444	13.9	85,401	64.5	28,564	21.6	—	—
	30	132,943	18,233	13.7	85,362	64.2	29,348	22.1	—	—
	R1	132,883	17,794	13.4	85,194	64.1	29,895	22.5	—	—
	R2	133,161	17,438	13.1	85,085	63.9	30,638	23.0	—	—
佐 倉 市	15	176,693	23,576	13.3	127,700	72.3	25,417	14.4	—	—
	20	176,925	22,121	12.5	120,731	68.2	34,073	19.3	—	—
	25	177,740	21,584	12.1	112,252	63.2	43,904	24.7	—	—
	29	176,518	20,622	11.7	103,774	58.8	52,122	29.5	—	—
	30	176,059	20,399	11.6	102,217	58.1	53,443	30.4	—	—
	R1	175,476	19,972	11.4	100,929	57.5	54,575	31.1	—	—
	R2	174,695	19,438	11.1	99,859	57.2	55,398	31.7	—	—
四 街 道 市	15	84,653	11,560	13.7	60,641	71.6	12,452	14.7	—	—
	20	87,548	11,956	13.7	58,091	66.4	17,501	20.0	—	—
	25	90,711	12,281	13.5	55,865	61.6	22,565	24.9	—	—
	29	92,427	12,438	13.5	54,007	58.4	25,982	28.1	—	—
	30	93,276	12,539	13.4	54,291	58.2	26,446	28.4	—	—
	R1	94,228	12,679	13.5	54,705	58.1	26,844	28.5	—	—
	R2	94,865	12,757	13.4	55,007	58.0	27,101	28.6	—	—
八 街 市	15	77,470	12,985	16.8	54,373	70.2	10,112	13.1	—	—
	20	77,180	10,918	14.1	53,206	68.9	13,056	16.9	—	—
	25	74,623	8,879	11.9	49,579	66.4	16,165	21.7	—	—
	29	71,691	7,483	10.4	44,837	62.5	19,371	27.0	—	—
	30	70,986	7,165	10.1	43,864	61.8	19,957	28.1	—	—
	R1	69,932	6,847	9.8	42,623	60.9	20,462	29.3	—	—
	R2	69,169	6,524	9.4	41,792	60.4	20,853	30.2	—	—

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不	詳
			0 歳～14 歳	%	15 歳 ～64 歳	%	65 歳～	%		%
印 西 市	25	92,489	13,563	14.7	62,707	67.8	16,219	17.5	—	—
	29	97,321	14,962	15.4	61,752	63.5	20,607	21.2	—	—
	30	99,133	15,551	15.7	61,949	62.5	21,633	21.8	—	—
	R1	101,406	16,115	15.9	62,651	61.8		0.0	—	—
	R2	103,794	16,805	16.2	63,419	61.1	23,570	22.7	—	—
	旧印西市	15	61,035	17.2	43,544	71.3	7,010	11.5	—	—
		20	62,933	13.7	45,524	72.3	8,794	14.0	—	—
	印旛村	15	11,885	15.7	7,889	66.4	2,135	18.0		
		20	12,884	15.4	8,439	65.5	2,463	19.1		
	本埜村	15	8,361	20.6	5,338	63.8	1,303	15.6		
		20	9,191	18.9	5,954	64.8	1,502	16.3		
白 井 市	15	51,936	7,931	15.3	37,933	73.0	6,072	11.7	—	—
	20	58,659	9,066	15.5	40,550	69.1	9,043	15.4	—	—
	25	62,386	9,732	15.6	40,091	64.3	12,563	20.1	—	—
	29	63,404	9,657	15.2	38,318	60.4	15,429	24.3	—	—
	30	63,772	9,540	15.0	38,273	60.0	15,959	25.0	—	—
	R1	63,555	9,347	14.7	37,832	59.5	16,376	25.8		
	R2	63,336	8,987	14.2	37,559	59.3	16,790	26.5	—	—
富 里 市	15	51,060	7,265	14.2	37,713	73.9	6,082	11.9	—	—
	20	51,591	6,722	13.0	37,055	71.8	7,814	15.1	—	—
	25	50,038	6,136	12.3	33,648	67.2	10,254	20.5	—	—
	29	50,094	5,770	11.5	31,635	63.2	12,689	25.3	—	—
	30	50,252	5,721	11.4	31,339	62.4	13,192	26.3	—	—
	R1	50,097	5,583	11.1	30,944	61.8	13,570	27.1	—	—
	R2	50,163	5,504	11.0	30,803	61.4	13,856	27.6	—	—
酒 々 井 町	15	20,745	2,360	11.4	15,381	74.1	3,004	14.5	—	—
	20	21,768	2,709	12.4	14,948	68.7	4,111	18.9	—	—
	25	21,403	2,640	12.3	13,379	62.5	5,384	25.2	—	—
	29	21,075	2,411	11.4	12,336	58.5	6,328	30.0	—	—
	30	20,906	2,293	11.0	12,142	58.1	6,471	31.0	—	—
	R1	20,778	2,167	10.4	12,019	57.8	6,592	31.7	—	—
	R2	20,727	2,097	10.1	12,001	57.9	6,629	32.0	—	—

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0 歳～14 歳	%	15 歳～64 歳	%	65 歳～	%		%
栄町	15	25,601	3,196	12.5	18,482	72.2	3,923	15.3	—	—
	20	24,143	2,497	10.3	17,020	70.5	4,626	19.2	—	—
	25	22,278	2,096	9.4	14,573	65.4	5,609	25.2	—	—
	29	21,201	1,868	8.8	12,357	58.3	6,976	32.9	—	—
	30	20,908	1,797	8.6	11,832	56.6	7,279	34.8	—	—
	R1	20,676	1,716	8.3	11,404	55.2	7,556	36.5	—	—
	R2	20,384	1,666	8.2	10,912	53.5	7,806	38.3	—	—
県 総 数	15	6,069,120	840,374	13.8	4,286,525	70.6	942,221	15.5	—	—
	20	6,199,089	833,409	13.4	4,184,741	67.5	1,180,939	19.1	—	—
	25	6,240,461	811,257	13.0	4,003,630	64.2	1,425,574	22.8	—	—
	29	6,285,160	782,039	12.4	3,871,704	61.6	1,631,417	26.0	—	—
	30	6,297,271	773,764	12.3	3,859,943	61.3	1,663,564	26.4	—	—
	R1	6,308,561	765,342	12.1	3,854,573	61.1	1,688,646	26.8	—	—
	R2	6,321,366	756,721	12.0	3,855,773	61.0	1,708,872	27.0	—	—

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図3－（2）管内年齢5歳階級別人口構成図（令和2年4月1日現在）

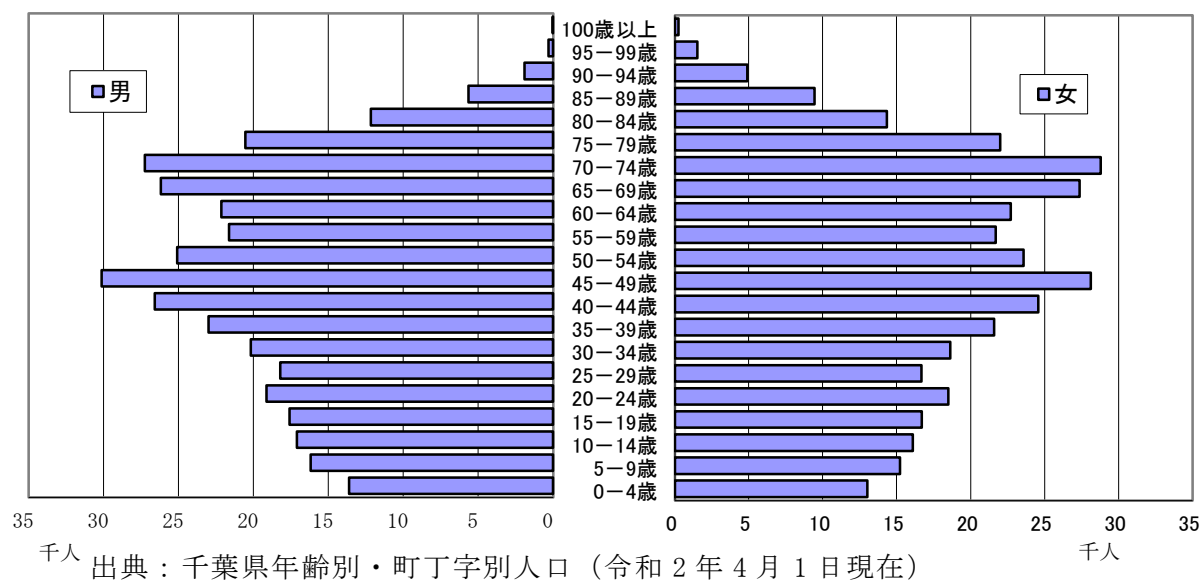


表３－（２）－イ 管内及び市町村・性・年齢級別人口

（単位：人）

年齢区分	総数	0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～
管内総数	730,294	26,626	31,401	33,189	34,303	37,610	34,886	36,802	44,569	51,160	58,261	48,663	43,323	44,860	53,532	56,053	42,539	26,500	15,079	6,811	1,838	289
男	364,537	13,605	16,180	17,091	17,595	19,118	18,212	20,181	22,987	26,584	30,132	25,089	21,627	22,139	26,171	27,253	20,530	12,161	5,636	1,902	311	33
女	365,757	13,021	15,221	16,098	16,708	18,492	16,674	16,621	21,582	24,576	28,129	23,574	21,696	22,721	27,361	28,800	22,009	14,339	9,443	4,909	1,527	256
成田市 総数	133,161	5,086	6,019	6,333	6,468	9,521	8,676	8,111	8,886	9,878	10,608	8,455	7,263	7,219	8,363	8,139	5,789	4,022	2,554	1,366	348	57
男	66,612	2,588	3,106	3,307	3,326	4,569	4,566	4,294	4,558	5,115	5,459	4,368	3,682	3,635	4,222	4,037	2,743	1,684	923	366	57	7
女	66,549	2,498	2,913	3,026	3,142	4,952	4,110	3,817	4,328	4,763	5,149	4,087	3,581	3,584	4,141	4,102	3,046	2,338	1,631	1,000	281	50
佐倉市 総数	174,695	5,325	6,703	7,410	7,837	8,050	7,349	8,200	9,555	11,569	13,846	12,076	10,447	10,930	13,521	15,194	12,409	7,759	4,175	1,735	517	88
男	86,145	2,698	3,508	3,858	4,029	4,146	3,854	4,222	4,839	5,949	7,021	6,201	5,157	5,291	6,362	7,231	5,911	3,646	1,636	485	91	10
女	88,550	2,627	3,195	3,552	3,808	3,904	3,495	3,978	4,716	5,620	6,825	5,875	5,290	5,639	7,159	7,963	6,498	4,113	2,539	1,250	426	78
四街道市 総数	94,865	4,000	4,405	4,352	4,381	4,265	4,293	5,038	5,805	6,802	8,216	6,488	5,166	4,553	5,730	7,480	6,625	4,129	2,081	815	209	32
男	47,438	2,106	2,288	2,271	2,308	2,192	2,145	2,603	3,028	3,539	4,333	3,357	2,663	2,294	2,658	3,347	3,180	1,988	854	245	36	3
女	47,427	1,894	2,117	2,081	2,073	2,073	2,148	2,435	2,777	3,263	3,883	3,131	2,503	2,259	3,072	4,133	3,445	2,141	1,227	570	173	29
八街市 総数	69,169	1,711	2,134	2,679	3,278	3,465	3,281	3,382	3,538	4,024	5,308	5,219	5,056	5,221	5,967	5,808	4,224	2,597	1,421	652	162	22
男	35,349	875	1,094	1,359	1,658	1,849	1,806	1,862	1,935	2,202	2,760	2,763	2,595	2,707	3,025	2,959	2,057	1,135	501	181	24	2
女	33,820	836	1,040	1,320	1,620	1,636	1,475	1,520	1,603	1,822	2,548	2,456	2,461	2,514	2,942	2,849	2,167	1,462	920	471	138	20
印西市 総数	103,794	5,607	5,903	5,295	4,814	4,621	4,440	6,379	7,596	7,762	7,604	6,425	6,625	7,153	7,494	6,390	4,069	2,600	1,870	899	211	37
男	51,427	2,855	2,988	2,714	2,447	2,356	2,172	3,103	3,850	3,916	3,954	3,199	3,162	3,503	3,875	3,267	2,025	1,147	615	248	27	4
女	52,367	2,752	2,915	2,581	2,367	2,265	2,268	3,276	3,746	3,846	3,650	3,226	3,463	3,650	3,619	3,123	2,044	1,453	1,255	651	184	33
白井市 総数	63,336	2,270	3,106	3,611	3,361	2,856	2,466	2,880	3,723	5,027	5,586	4,327	3,657	3,676	4,342	4,737	3,742	2,150	1,152	505	148	14
男	31,656	1,141	1,606	1,823	1,720	1,512	1,297	1,486	1,870	2,607	2,888	2,261	1,824	1,781	2,088	2,293	1,794	1,050	450	137	26	2
女	31,680	1,129	1,500	1,788	1,641	1,344	1,169	1,394	1,853	2,420	2,698	2,066	1,833	1,895	2,254	2,444	1,948	1,100	702	368	122	12
富里市 総数	50,163	1,630	1,885	1,989	2,232	2,651	2,723	2,982	3,233	3,475	4,078	3,280	2,887	3,262	4,118	4,137	2,782	1,475	852	366	115	11
男	25,630	844	964	1,011	1,101	1,385	1,520	1,648	1,735	1,858	2,173	1,692	1,470	1,584	2,059	2,055	1,409	707	292	93	29	1
女	24,533	786	921	978	1,131	1,266	1,203	1,334	1,498	1,617	1,905	1,588	1,417	1,678	2,059	2,082	1,373	768	560	273	86	10
酒々井町 総数	20,727	559	655	883	1,174	1,360	905	936	1,098	1,438	1,787	1,243	986	1,074	1,554	1,922	1,562	907	435	192	45	12
男	10,271	272	338	438	630	689	445	495	579	742	916	668	496	513	707	909	750	436	175	66	6	1
女	10,456	287	317	445	544	671	460	441	519	696	871	575	490	561	847	1,013	812	471	260	126	39	11
栄町 総数	20,384	438	591	637	758	801	753	894	1,135	1,185	1,228	1,150	1,236	1,772	2,443	2,246	1,337	861	539	281	83	16
男	10,009	226	288	310	376	420	407	468	593	656	628	580	578	831	1,175	1,155	661	368	190	81	15	3
女	10,375	212	303	327	382	381	346	426	542	529	600	570	658	941	1,268	1,091	676	493	349	200	68	13
千葉県 総数	6,321,366	231,316	255,969	269,436	288,224	332,615	332,836	351,104	391,526	447,003	526,653	454,056	381,580	350,176	403,607	448,072	367,891	252,075	150,237	66,433	17,805	2,752
男	3,152,394	118,353	131,657	138,348	147,970	171,888	173,518	183,015	203,512	232,027	273,530	235,963	196,335	176,617	197,105	212,826	169,368	110,914	56,723	19,091	3,285	349
女	3,168,972	112,963	124,312	131,088	140,254	160,727	159,318	168,089	188,014	214,976	253,123	218,093	185,245	173,559	206,502	235,246	198,523	141,161	93,514	47,342	14,520	2,403

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和２年４月１日現在）

4 印旛保健所（印旛健康福祉センター）健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日（本所）

（令和2年4月1日現在）

区 分		曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談		毎月第3月曜日	14:00～16:00	予約制 043-483-1136
		毎月第4火曜日 毎月第4金曜日	14:00～16:00	
		不定期木曜日	10:00～12:00	
DV相談		来所相談 毎週火曜日	9:00～17:00	予約制 043-483-0711
		電話相談 随時		043-483-0711
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談		電話相談 随時	9:00～17:00	043-486-5991
H I V 検査	日中検査	毎月第2水曜日	13:30～14:00	・日中・夜間検査ともに、即日で結果をお知らせ ・検査日の月の初日（平日）から予約受付 043-483-1466
	夜間検査	偶数月第2水曜日	17:30～18:30	
肝炎ウイルス検査（B型・C型）		毎月第2水曜日	13:30～14:00	・検査日の月の初日（平日）から予約受付 043-483-1466
		偶数月第2水曜日	17:30～18:30	
腸内細菌検査		原則月曜日	9:00～11:00	祝日等により実施しない週あり
家庭児童相談		随時	9:00～17:00	043-483-1120
ひとり親家庭・寡婦生活一般相談		随時	9:00～17:00	043-483-1120
エイズ相談		随時	8:30～17:15	043-483-1466
結核管理・接触者健康診断		毎月第2火曜日	14:00～14:30	
		毎月第4火曜日	15:00～15:30	

表 4 健康福祉相談及び検査の日（成田支所）

区 分	曜 日	時 間	備 考
H I V 検 査	毎月第 4 月曜日	13:00～13:30	・ 即 日 で 結 果 を お 知 ら せ ・ 検 査 日 の 月 の 初 日 （ 平 日 ） か ら 予 約 受 付 0476-26-7231
肝炎ウイルス検査 （B 型 ・ C 型）	毎月第 4 月曜日	13:00～13:30	・ 検 査 日 の 月 の 初 日 （ 平 日 ） か ら 予 約 受 付 0476-26-7231
腸内細菌検査	原則月曜日	9:00～10:30	祝 日 等 に よ り 実 施 し な い 週 あ り
エイズ相談	随時	9:00～17:00	0476-26-7231
結核管理・ 接触者健康診断	毎月第 1 火曜日	9:00～9:30	

5 各種委員会

(1) 印旛健康福祉センター運営協議会

地域保健法第11条及び千葉県行政組織条例第28条第1項に基づき、設置している。

地域保健法第11条：第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第28条第1項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること

表5－(1) 運営協議会委員名簿 (令和3年3月31日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
県議会議員	岩 井 泰 憲
県議会議員	林 幹 人
県議会議員	小 池 正 昭
県議会議員	伊 藤 と し 子
県議会議員	入 江 晶 子
県議会議員	伊 藤 昌 弘
県議会議員	鈴 木 陽 介
県議会議員	田 沼 隆 志
県議会議員	山 本 義 一
県議会議員	瀧 田 敏 幸
県議会議員	秋 本 享 志
県議会議員	高 橋 祐 子
成田市長	小 泉 一 成
佐倉市長	西 田 三 十 五
四街道市長	佐 渡 齊
八街市長	北 村 新 司
印西市長	板 倉 正 直
白井市長	笠 井 喜 久 雄

富里市長	五十嵐博文
酒々井町長	小坂泰久
栄町長	岡田正市
成田赤十字病院長	角南勝介
印旛市郡医師会長	菅谷義範
印旛郡市歯科医師会長	内田啓二
印旛郡市薬剤師会長	田中茂雄
印旛地域獣医師会長	沼上一幸
助産師会印旛地区部会長	佐々木明代
佐倉市社会福祉協議会理事	寺田純子
印旛保健所管内食品衛生協会会長	印宮昭夫
印旛保健所管内食生活改善協議会長	小川美津子

（２）印旛保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条に基づき、設置している。

法律第 24 条：各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

（診査する内容）

法律第 18 条第 1 項による通知、第 20 条第 1 項及び第 26 条による一類感染症及び二類感染症の患者に対する 10 日以内の入院勧告、第 20 条第 4 項及び第 26 条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表 5－（２）感染症診査協議会委員名簿 （令和 3 年 3 月 31 日現在）
（順不同・敬称略）

現 職 名	氏 名
佐倉厚生園病院長	遠山正博
成田赤十字病院検査部長	野口博史
佐倉厚生園内科医長	高田美里
医療及び法律以外の学識経験者	小長井博子
法律に関する学識経験者	杉山 功

6 機構及び事務内容

(令和2年4月1日現在)

センター長 (兼) 保健所長 1名	総務課	3名	1 庶務、予算、決算及び福利厚生に関する事 2 健康福祉センター運営協議会に関する事 3 広報・啓発活動の調整に関する事 4 地域防災対策に関する事
	企画課	4名	1 医務・業務に関する事 2 免許に関する事 3 衛生上（人口動態を含む）の統計及び調査に関する事 4 医療施設の調査に関する事 5 保健所実習・地域保健臨床研修に関する事 6 地域保健の総合的推進に関する事 7 災害医療（合同救護本部）に関する事 8 健康危機管理対策に関する事（医薬品・毒物劇物）
	地域保健課	15名	1 健康づくり事業に関する事 2 母子保健推進事業に関する事 3 成人保健対策及び老人保健対策に関する事 4 難病対策事業に関する事 5 一人ひとりに応じた健康支援事業に関する事 6 栄養改善事業に関する事 7 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する事 8 精神保健福祉相談に関する事
	地域福祉課	6名	1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事 2 児童福祉・高齢者福祉・障害者福祉に関する事 3 児童扶養手当・特別児童扶養手当・各種手当に関する事 4 児童手当に係る市町村指導監査に関する事 5 母子父子寡婦福祉に関する事 6 生活保護に係る経理・統計に関する事 7 中国残留邦人・生活支援給付に係る経理に関する事
	生活保護課	5名	1 生活保護法の事務に関する事 2 生活困窮者住居確保給付金に関する事 3 行旅病人及び行旅死亡人取扱法に関する事 4 中国残留邦人等の支援給付に関する事
	疾病対策課	8名	1 結核予防事業に関する事 2 感染症予防対策事業に関する事 3 原爆被害者対策に関する事 4 健康危機管理対策に関する事（結核・感染症）
	生活衛生課	7名	1 食品衛生事業に関する事 2 動物関係事業に関する事 3 環境衛生事業に関する事 4 健康危機管理対策に関する事（食中毒・飲料水）
	検査課	4名	1 感染症・食中毒等に係る検査に関する事 2 食品衛生検査に関する事 3 臨床検査に関する事 4 腸内細菌検査に関する事
	食品機動監視課	4名	1 食品衛生に係る監視・収去検査に関する事
	監査指導課	11名	1 社会福祉法人等の指導監査に関する事 2 指定介護保険サービス事業者等に対する実地指導に関する事 3 指定障害福祉サービス事業者等に対する実地指導に関する事 4 認可外保育施設の立入調査に関する事 5 有料老人ホームの立入調査に関する事
副センター長 (兼) 保健所次長 3名	成田支所	11名（10名） ()内は兼務職員で外数	1 庶務に関する事 2 保健師業務に関する事 3 食品衛生に関する事 4 環境衛生に関する事 5 狂犬病予防・動物の愛護管理に関する事 6 HIV・性感染症・肝炎検査に関する事

7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(令和2年4月1日現在)

	センター長 （所長）	副センター長 （次長）	総務課	企画課 （課長）	地域保健課 （課長）	地域福祉課 （課長）	生活保護課 （課長）	疾病対策課 （課長）	生活衛生課 （課長）	検査課 （課長）	食品機動監視課 （課長）	監査指導課 （課長）	（支所長）	成田支所	計	
合計	1	3	3	4	15	6	5	8	7	4	4	11		11	82	
医師	1														1	
歯科医師													【1】	1		
事務		1	3		2	【1】	6	【1】	5			【1】	11	（1）	1	29
薬剤師		1		【1】	2				2					（1）		5
獣医師									【1】	4		【1】	4	（4）	2	10
保健師		1		1	4			6							4	16
診療放射線技師								【1】	1					（1）		1
臨床検査技師				1					1	【1】	4			（4）	2	8
管理栄養士					【1】	4									1	5
精神保健福祉士						3										3
その他の技術職員						2		1								3
食品衛生監視員 （再掲）														（5）	4	4
環境衛生監視員 （再掲）														（1）	5	5

(注) 技術職員の内訳については、主たる職種とする。また、兼務職員の内訳は () に、課長及び支所長の職種は 【 】 内に再掲とした。